

いざという時
地域に協力!

大規模災害時における

地域と事業所との支援協力に関する覚書締結

手続きや地域との
調整はご心配なく。

トラックは
必要ですか



地域代表者

事業所関係者

敷地が広いから
避難する時
使ってもいいよ!



非常食
沢山あるよ!



AEDも
どうですか?



消火器・車
使ってください。



フォークリフト
ならあるよ!



地震や台風などの大規模な災害時には、地域に密着している地元の事業所が保有している様々な資器材や敷地の提供、人的な協力が大きな力となります。ご支援をよろしくお願いいたします。消防署が覚書の締結をお手伝いします。

いざという時、事業所のみなさんの力を貸してください!

過去の震災においても多くの住民が、家屋の下敷きになった人を自分たちで救助しようとしたが、住民が「スコップを貸してくれ」、「バールはないか」、「ジャッキが必要だ」と声をあげても道具がなく、多数の大切な命が奪われました。

名古屋市消防局

覚書等の締結や表示証申請の流れについて（基本パターン）

1 地域への支援内容の検討

地域への防災に関する支援協力内容をご検討いただき、まずは管轄の消防署へご相談ください。（お電話でもOK！）

- ☆ 駐車場などを一時的な避難場所や集合場所として提供
- ☆ 飲料水・生活用品などの提供
- ☆ ジャッキ、バールなどを救助資器材として提供

ご相談



管轄の消防署総務課

2 地域と覚書の締結

管轄の消防署の仲介により、各小学校区単位で構成されている防災安心まちづくり委員会の委員長さんや地元の自主防災会の会長さんと地域への支援内容について検討、合意のうえ、覚書等を締結。



合意



3 地域防災協力事業所表示証の交付申請

地域への防災に関する支援協力について地域と書面により覚書等を締結していただいた事業主の方は、地域防災協力事業所表示証の交付を受けることができます。交付を希望される場合は、申請書と覚書等の写しを管轄の消防署総務課までご提出していただきます。

交付申請書

覚書写

申請



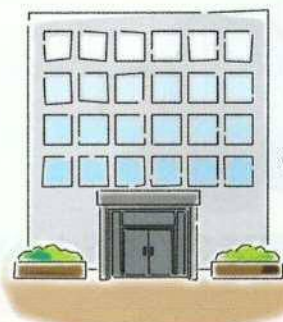
管轄の消防署総務課

4 表示証の交付

申請内容が受理されたら、管轄の消防署から表示証が交付されます。



交付



ぜひ、事業所の玄関など、見やすい位置に置いてください。

ご相談は、事業所が所在する区の消防署へ。

千種消防署	TEL.764-0119	昭和消防署	TEL.841-0119	守山消防署	TEL.791-0119
東消防署	TEL.935-0119	瑞穂消防署	TEL.852-0119	緑消防署	TEL.896-0119
北消防署	TEL.981-0119	熱田消防署	TEL.671-0119	名東消防署	TEL.703-0119
西消防署	TEL.521-0119	中川消防署	TEL.363-0119	天白消防署	TEL.801-0119
中村消防署	TEL.481-0119	港消防署	TEL.661-0119		
中消防署	TEL.231-0119	南消防署	TEL.825-0119		

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS